

# 福岡県立大学人間社会学部紀要の 査読制度導入後の現状と諸課題

池田孝博\*・中原雄一\*\*・陸麗君\*\*  
松岡佐智\*\*\*・佐藤繁美\*\*\*\*

キーワード 紀要の査読、編集方針、査読ガイドライン、投稿チェックリスト

## 1. 学部紀要の現状と問題

本学人間社会学部では、開学した1992（平成4）年の年度末に、「福岡県立大学紀要」創刊号が発刊された。なお、その後書きには、前身である福岡県社会保育短期大学の紀要最終巻であることが記されている。また、翌年以降は年2回の発刊となり、2003（平成15）年の看護学部設置に伴い、誌名が「福岡県立大学人間社会学部紀要」に改称された。本学部紀要は創刊当初から、査読のない論文集として発刊されていた。しかしながら、2014（平成26）年より査読制度を導入するため、「福岡県立大学人間社会学部紀要 要項」が改正され（平成30年再改正）、その第2条(1)において査読を受けた学術論文を「論文」の部に掲載し、同条(2)で前号以外の論文を「その他」の部とすることが明示された。併せて、「福岡県立大学人間社会学部紀要査読要領」「福岡県立大学人間社会学部紀要査読基準」（いずれも2014年施行、2018年

一部改正）が策定され、投稿された論文に対する査読を実施するための制度が整えられた。同年9月に発刊された第23巻1号には査読付き論文は投稿されなかったものの、2015（平成27）年2月に発刊された第23巻2号には初めての査読付き論文が掲載された。2018（平成30）年には第2条(1)に定められる「学術論文」の種類の内規が策定され、査読付き論文の種類は、総説論文、原著論文、論説論文とし、それぞれの内容に関する定義が示された。

大学紀要に導入した査読制度の評価を行っている石井ほか（2010）によれば、学部の教員は制度導入について肯定的に捉えていることが報告されている。本学部においてそのような調査は実施しておらず、今後もその予定はないが、今回、査読制度の現状について考えるため、表1に示すように査読制度導入後の査読付き論文投稿数と採択率を整理した。なお採択されなかった論文数には、査読の結果リジェクトされたものだけでなく、「要修正」の査読結果に対

\*人間社会学部・教授

\*\*人間社会学部・准教授

\*\*\*人間社会学部・講師

\*\*\*\*人間社会学部・助手

して、投稿者が自ら再投稿を辞退したものも含まれている。査読付き論文の投稿が無かった制度導入直後の第23巻1号を除き、第23巻2号以降、2019年9月発行の第28巻1号までの論文投稿数は47編（1号平均4.7編）で、各号2～7編で推移している。このうち採択された論文は34編で採択率は72.3%、各号につき1～6編程度が掲載されている。全体的として、発行号によって多少の増減はあるものの、各号平均で1編強の論文が、査読によりリジェクトあるいは取り下げられた計算になる。ただ、制度導入当初の採択率の高さに比して、近年はそれが低くなっているように思われる。なお、結果として査読付きに採択されなかった論文の中には、査読の付かない「その他」の部に改めて投稿されたものもある。大学紀要における査読付き論文の平均採択率72.3%をどのように評価するか、その高低を判断する材料は残念ながら持ち合わせないが、われわれ紀要部会の部会員が、査読制度導入以降、紀要の編集業務に携わる中で、いわゆる「論文」の部への投稿およびその後の査読のプロセスにおいて、いくつかの課題

を感じるようになった。そこで本稿では、人間社会学部紀要の査読プロセスにおける諸課題について整理した内容を報告するとともに、その解決に向けた提案を行う。

## 2. 査読制度に付随する諸問題

本学部紀要の査読で問題が生じているか否かは別にして、一般論として査読制度にまつわる様々な問題が生じていることは事実である。たとえば佐藤（2016）は、査読制度が抱える6つの問題点を指摘している。表2はその概要について整理したものである。まず、「査読のコスト」については、投稿論文を受付後に、編集者は会議などで査読者を選定し、その後のやり取りなどの手続きに手間や時間を割かれることになる。多忙な公務の中で研究者として当然の業務とは認識しつつも、ボランティアで査読を引き受けてくれる研究者を探す作業には困難さを伴う。次に、「査読者による不正」では投稿内容をいち早く知ることができる立場を利用して、意図的な却下や大幅な修正を要求し、論文

表1 本学部紀要における査読制度導入後の査読付き論文投稿数と採択率

発行年月	巻(号)	査読付き 論文投稿数	採択数	採択率	備考
2014 9	23 (1)	0			4月査読制度導入
2015 2	23 (2)	4	4	100.0%	
2015 9	24 (1)	6	6	100.0%	
2016 2	24 (2)	5	4	80.0%	
2016 9	25 (1)	3	2	66.7%	
2017 2	25 (2)	2	2	100.0%	
2017 9	26 (1)	6	4	66.7%	
2018 2	26 (2)	7	5	71.4%	4月制度改正
2018 9	27 (1)	5	3	60.0%	
2019 2	27 (2)	4	3	75.0%	
2019 9	28 (1)	5	1	20.0%	
	総計	47	34	72.3%	

註) 不採択の論文数には、投稿者の自主的取り下げ、「その他」の部への再投稿が含まれる。

の発表を遅延させる行為が指摘されている。また、投稿者に不利な結果を提示し、査読者が研究アイデアを盗用するという懸念もある。さらには、査読が研究者間で共有すべき情報を選別する『質のフィルター』としての役割を果たしているかについての指摘がある。具体的には、誰による査読でも同じ結果が得られるかという「信頼性」、研究成果を正しく評価できているかという「有効性」、研究内容や著者属性に基づくバイアスなしに査読がなされているかという「公正性」が挙げられ、これらは相互に関連することも指摘されている。「査読の詐称」は、近年の「ハゲタカOA (Open Access)」に関わる問題で、実質的な査読がなされていないのに、査読誌と称して論文投稿を募っている実態に関する指摘である。「投稿者の不正」は、投稿者名を偽装するなどして自分に査読が回るようにすることや、査読者指名制度がある雑誌において制度を悪用することなどが指摘されて

いる。最後に「研究者と論文の増大」があり、近年の研究者数の増加に伴う投稿論文数の増加によって、編集者の業務や査読者の負担が増大することを問題として挙げている。

これらの指摘は、一般的な学術誌について言及されたものであり、大学等の研究機関が発刊する紀要に、そのすべてがあてはまるわけではない。しかしながら、指摘された問題の中には、本学部紀要の査読に関わる制度上の不備として、実際に問題として生起する可能性を有するものが含まれている。たとえば、「査読のコスト」は紀要部会による編集業務で最初に向き合わなければならない、そして最大の課題の一つである。「福岡県立大学人間社会学部紀要 査読要領」(2018年施行)の第3条において、査読者の人数(1つの投稿に2名)と、査読者の選定対象者(同一・近接領域の学部教員、該当がない場合は学部教員以外の者)について明示されているが、学部在籍教員数と年2号という発

表2 学術誌における査読の課題

課題	概要
査読のコスト	編集者と査読者のやり取り、手続きに関わる手間、時間 査読者探しの困難さ
査読者の不正	意図的な論文発表を遅延・引き伸ばし行為 査読者によるアイデアの盗用
質保証上の問題	信頼性 同一条件下で同じ論文が同じ査読結果を得られるのか。 査読者の当たりはずれが評価結果に左右されないか。
	有効性 優れた論文を選別できているのか。 議論を呼ぶような新規の研究成果を却下していないか。
	公正性 定説に合致しない革新的な内容が却下されやすい。 所属機関、職位、性別、国籍等、著者の属性に基づくバイアスが査読結果に影響していないか。
査読の詐称	実際に査読を行っていないのに、「査読誌」と称して投稿論文を募ること。「ハゲタカOA (Open Access)」など
投稿者の不正	投稿者名の偽装、指定査読者制度の悪用。
研究者と論文の増大	研究者数の増加とそこで生産される論文数の増加に伴う編集業務負担、査読負担の増大

註) 佐藤 (2016) に基づいて筆者作成

刊頻度の兼ね合いから、特定の教員に査読業務が偏ることや、その結果として査読を断られたりすることもある。学外の査読者についてはその適任性の判断や財政上の負担に関わる問題が生じる。また、学内教員間による査読では、部会としての配慮はしているものの、実質的には投稿された論文の内容、研究領域などから本来保持されるべき執筆者と査読者の「匿名性」(第4条)が保たれない状況も生じかねない。そしてそのような状況は、佐藤(2016)が指摘する「査読者による不正」には至らないまでも、「質のフィルターとしての役割」に挙げられる諸問題が生起する可能性が危惧される。もちろん、このような指摘は、投稿者の匿名性が保持されていたとしても問題となるが、それが保持されない状況であれば、危険性はより高まり、バイアスがかかって、査読に手心が加わったり、逆に厳しい指摘がなされたりするなど、信頼性・有効性・公正性を欠いた、不適切な査読がなされる可能性を排除できない。さらに、このように「質のフィルターとしての役割」を適切に果たせていないにも関わらず、査読付き論文としてそれを掲載することは、結果として紀要部会の意図しないところで「査読の詐称」をすることになりかねない。

### 3. 査読者・投稿者の在り方に関わる諸問題

#### 1) 査読者について

査読に関わる制度上の問題以外にも、査読者の在り方についての様々な問題が指摘されている。たとえば、萱間(2015)は査読者の在り方として、マナーを問題視している。投稿者に示す指摘事項の内容に関する言葉の選び方、意見の述べ方など、査読者は、著者が論文を紡ぐ

のと同じように自分がどんな意味でその用語を使っているのか、投稿者に誤解を与えないようにコメントを構成することが当然のこととして求められる。さらに、論文を書いた著者の努力に対して敬意をもってコメントすることが必要であり、それらは「査読以前の間人としてのマナー」とされる。また、小泉ほか(2015)も、学会内で査読者の立ち位置について言及する中で、執筆アドバイザーのようにコメントしすぎる査読者や、深く読み込まず大枠だけで「まあいいでしょう」と優しすぎる査読者もいて、どちらもよくないと述べている。さらに、査読はピア・レビューで行われるが、「ピアという言葉で強調したいのはお互いが対等な関係の研究者である」という認識であり、「上から目線」の査読に違和感があるとも述べている。

これらの指摘は、制度以前の査読者としての在り方に関する事項である。学内の教員間によるピア・レビューを原則としている本学部紀要の査読制度において、また、前節でも指摘したように実質的に投稿者側の匿名性の保持が難しい中で、査読のマナー、査読者の立ち位置について、十分に認識することが必要になると思われる。

#### 2) 投稿者について

当然のことながら、査読は、執筆者によって論文が投稿されることを前提として実施される。論文投稿時に求められる第一条件として秋元(2013a)は、投稿規程の遵守を挙げており、投稿論文は、まず「内容」よりも「外見」で査読の土俵に上がれるかが決まると述べている。さらに、投稿規程のチェックポイントとして、①投稿資格、②論文(原稿)の種類と内容、③二重投稿の禁止と倫理的配慮、④投稿手

続き、⑤原稿執筆要領を挙げ、その解説を行っている。本学部紀要の場合、上記①②④⑤については、紀要部会が原稿を受け付けた時点でそれを判断することが、比較的容易であるが、③の投稿論文が未発表かどうか（二重投稿でないか）や、剽窃の有無については、投稿者の所属学会や論文投稿先をすべて把握することが困難であり、即時的な判断が難しい。この問題は、misconductとして専門家集団である学会の学術誌でさえその解決に苦慮している課題（小泉ほか、2015）であり、ましてや学部教員が校務分掌として編集作業に携わる大学の紀要においては、投稿者自身の論文内容に対する認識あるいは研究者としての倫理観に頼る以外に方法はない。研究成果の公表は、自己申告に基づいて、審査・掲載のプロセスをたどるため、研究者には、上記に関する研究者としての自覚、マナー、倫理観が求められる。

さて、上記に示す「外見」の問題をクリアできれば、いよいよ「内容」に関する査読である。論文の査読が、その業績の価値を高めること（萱間、2015）にあるとすれば、価値の高い論文と評価される「内容」とは何かを明らかにする必要がある。秋元（2013c）は、投稿規程の遵守を必須条件とした上で、原著論文として掲載されるためには、(1)既に公表された文献の検索・検討に裏付けられた研究の背景（緒言）が書かれていること（新規性・独自性）、(2)研究目的を達成する手段が妥当であり、かつその結果が信用できること（信頼性）を挙げている。もちろん、これは専門学術誌に投稿される論文に関して言及されたものであり、大学の学部紀要において、そのまますべてを当てはめて考えるべきかどうかは議論の余地がある。ただ、査読付き論文を掲載する学術誌である以上、たと

え学部紀要であっても、これらの条件に準ずるレベルの論文が投稿されるべきと思われる。

最後は、査読後の対応に関する問題である。江藤（2015）は、査読における指摘事項に基づいて論文を洗練させるために、自身が留意している事項を紹介している。注目すべきは、その冒頭に、「コメントに対する怒りやフラストレーションが過ぎ去った後、…」という表記がみられる点である。紀要部会が投稿者と査読者を仲介して編集作業に携わる中で、査読結果に対する投稿者の反応が、感情的になっていると感じることもある。確かに先述した査読者側のマナーの問題も無視はできないが、それでも査読者に投稿者への敬意が求められるのと同様に、貴重な時間を使って論文を読み込んで指摘事項をまとめてくれた査読者に対して敬意を示すことは、投稿者としての責務であると思われる。再投稿の際に指摘事項に対する回答書で修正箇所を明示したり、投稿を辞退する際でもその理由とともに査読者への謝意を表したりする姿勢が求められる。

#### 4. 紀要部会としての課題

査読者や投稿者の在り方が、適切な査読プロセスに大きく関与することはこれまで述べてきたとおりであるが、厳しすぎる（あるいは優しすぎる）査読や、査読付きとしての水準を満たさない論文の投稿を防ぐために、紀要を編集する立場にある部会の課題についても考える必要があると思われる。

ある大学における査読制度導入の経緯に関する記録（石井ほか、2008）には、紀要をどのような雑誌とするのか、すなわち「学術誌」なのか、「文集」なのかという議論の中で、前者で

あれば、「記載された内容が理論的または実証的でなければならず、これについて分野を問わず科学論文として必要な水準」が求められることになる」と述べられている。ちなみに、当該大学は、「総説」「原著」「報告」として投稿された原稿について査読が実施され、依頼原稿及び「その他」の投稿についての査読は実施されていない（ただし、「その他」の投稿も投稿原稿の要件を満たしているか否かを学部紀要委員会が判断している）。この制度は、本学のそれと類似する点が多く参考となる事例と思われる。このことから考えると、本学の学部紀要においても、査読付き論文の投稿者には学術論文としての条件を満たした原稿の提出が求められる。しかしながら、先の大学と本学の決定的な相違は、学内において、「紀要をどのような雑誌にするのか」という議論の有無にある。さらに言えば、投稿者となる学部教員組織において、学部紀要の査読付き論文に求められる学術レベルについての共通認識が持っていないのが現状である。この間、筆者らは創刊号に遡って本学部紀要の中に、本誌の編集方針に関わる記載がないか確認作業を行った。しかしながら、人間社会学部の前身である福岡県社会保育短期大学時代の紀要を含め、これに関わる記述を確認することはできなかった。「ジャーナルの質、査読のポリシーが不在で、形式だけが問われることは空虚である」（萱間、2015）という指摘があるが、編集方針がない紀要には、査読の基準を設定することも、投稿者が論文の水準を判断することも難しくなると思われる。

## 5. 問題に対する対応（今後の課題）

これまで、制度上の問題、査読者・投稿者の

在り方、編集者としての紀要部会の視点で、本学部紀要の査読に関わる諸問題を整理してきた。これらを踏まえて、問題解決に資する対応を検討するとともに、今後の課題を明確にしたい。

対応すべき課題の1点目は、本学部紀要の編集方針の策定と明確化である。現在の紀要に関わる諸規程等の中でこれに関わる記載は、「福岡県立大学人間社会学部紀要 要項」の目的（第1条）にある「学術研究を振興し、研究発表の機会を保障する」という文言のみである。これは本誌の目的を明確にするものではあるが、その編集方針が明らかになっているとは言い難い。他の大学等において紀要の使命や役割は、「教育研究活動を詳細、かつ幅広く収集し掲載することで、大学が地域社会からよく見えるようにする」（西頭、2004）、「電子化とオープンアクセスにより、同分野だけでなく他分野の研究者にも広く、無償で情報を提供する」「同僚教員・職員に自分の研究を知ってもらう」（吉田、2019）などと明確に述べられている。本学人間社会学部は、社会学、社会福祉学、心理学、教育学およびその関連隣接領域を専門とする教員で構成される学際的教育研究組織であり、それが世に問う学術成果は、その構成員（教職員・学生）はもとより、地域社会に対しても提供されるべきであり、想定される読者がある程度理解できる内容であることが望ましいと思われる。もちろん、研究者の専門性とその分野の研究成果の表現方法はある程度尊重されるべきであるが、専門学会の学術誌ではない、紀要としての意義を考えると、科研費の成果報告書の作成に関する「研究成果を社会・国民にわかりやすく説明することに主眼を置き、……。難解な専門用語の使用はできるだけ避けること。

もしくは適宜説明を加えること（傍線引用者）」という注意事項は、参考に値すると思われる。読み手の存在を意識し、どのような論文を掲載するのかという編集方針の明確化は、投稿者による執筆やその後の査読プロセスにも良い影響を及ぼすと思われる。

対応すべき課題の2つ目は、査読ガイドランの策定である。紙面の都合でそのすべてを詳細に検討することは避けるが、査読ガイドラインの意義については既にいくつかの言及がある（江藤，2015；池岡，2015）。萱間（2015）は「どんなレベルの査読が期待されているのかわかると査読が引き受けやすい」と述べている。しかしながら、現在の本学部紀要の「査読基準」は査読プロセスの進め方について明示したもので、どのような査読が求められているかは明確ではない。そのため、現行の査読方式において、査読者がその結果を提示する「査読票」は査読後に初めて投稿者の目に触れることになり、あらかじめどのような観点で査読がなされているの理解して投稿できる仕組みにはなっていない。また、査読者も現行の「査読基準」や「査読票」のみでは、どのようなレベルの査読が求められているかについて理解できない。学術誌（紀要）の編集方針に基づいて策定された査読ガイドラインによって、査読者の役割（河野，2015）や使命・責任（跡上，2015）が明確になり、投稿者と査読者の相互作用が生まれ、研究成果に磨きがかかっていく（西岡，2015）とすれば、本学部においても査読ガイドラインが必要となると思われる。

3つの目の対応課題は、査読のあり方、考え方に関するものである。秋元（2013b）は、査読が学術誌の学術的レベルを維持し、論文の学問的な価値を判断すると述べている。その上

で、投稿者と査読者と編集委員会の共同によって、より良い論文を生み出していくという基本的スタンスに立って、判定結果の報告だけでなく、教育的視点に立った査読を提唱している（秋元，2015）。具体的には「研究者・教育者を育成する意味も含め、教育的かつ建設的見地から、投稿者が納得でき、かつ修正可能な具体的事項を指摘する」ことが推奨されている。そして、このような「教育的査読」に対する考え方を取り入れた大学では、査読経験の浅い教員や、良い論文にするための査読に困難を抱えている教員のための学内研修会を実施し、査読者の在り方に関する啓発が行われている（井上ほか，2016）。査読に関わる問題は「雑誌の投稿者、査読者、読者は一つの研究コミュニティの仲間となっているか」（佐藤，2016）に帰すると考えられるが、学部という研究者のコミュニティが発刊する紀要における査読であれば、なおのこと「教育的」であることが求められる。

対応課題の4つ目は、査読活動を業務として位置付けることである。佐藤（2016）は査読者の確保策として、何らかのインセンティブを与える方法を紹介している。その試みの一つが査読活動そのものを研究業績として評価できるようにするというものである。査読者指名制度を導入している学術誌があるが、本学部紀要の規程では、査読プロセスにおける投稿者と査読者の匿名性の保持を原則としている。そこで、我々の提案は、紀要発刊時にその巻末において、編集協力者として査読者の氏名を公開することで、教育研究に関わる業務実績として評価される仕組みを導入するという、査読活動の業績化である。このことは、査読ガイドラインと同様に、査読者の役割や使命・責任の自覚につながると思われる。

5つ目の対応課題は、投稿者に対するものである。紀要の編集方針を明確にすることが、査読ガイドラインの策定につながるように、査読ガイドラインが「執筆者のための投稿規程と表裏一体」(萱間, 2015)であれば、投稿者が査読付き論文を執筆する際に留意すべきことが理解しやすくなると思われる。具体的には、「投稿チェックリスト」を作成し、それを活用することで、執筆者が投稿する前に論文の不備について自ら確認することが可能になる。特に、投稿経験の乏しい若手研究者にとっては、まずは定型化された方法を用いて論文を作成することから始められるという意味で研究の質向上に資する。すでに本学看護学部では、このシステムを導入している。また、投稿者自身による事前チェックは、査読や編集段階における作業の効率化も図られる。さらに、査読者も論文作成に関わる基本的事項を指摘する負担が軽減される。投稿者に関わる重要な課題の最後は、研究倫理に関する啓発である。研究不正の防止については、「査読側のガイドラインに掲載されるだけでなく、投稿者の啓発・教育活動が不可欠」(萱間, 2015)とされているように、執筆・投稿する研究者のみにその責任があるとは言えない。ただし、これらは研究成果として紀要の編集を担う組織だけでなく、大学全体としての課題であり、特に研究倫理に関わる組織によって主体的・積極的に進められることを期待したい。

## 6. まとめ

査読制度導入後の福岡県立大学人間社会学部紀要において生起する、あるいは想起される問題点を整理し、解決のための課題を提案した。

その内容は以下のとおりである。

1) 紀要の編集方針を確立し、査読者・投稿者となる学部教員にその内容を周知する。

2) 査読者の役割を明確にするため、査読ガイドラインを策定する。

3) 査読者と投稿者の相互作用によって、投稿された論文のブラッシュアップを図るため、教育的査読の考え方を活用する。

4) 査読に対するインセンティブを与えるために、査読を業績としてカウントする仕組みを作る。

5) 投稿者が自分の論文について事前確認を行うため、投稿チェックリストを作成する。

研究者の学術的成果である論文が、査読によってリジェクトされることは、その間の執筆者の苦労や努力を思うと、大変残念なことである。筆者自身も、学会誌の査読で論文の不備を厳しく指摘されて落ち込み、立ち直りにエネルギーを要した経験を有しており、投稿者に生起する落胆や怒りの感情はある程度理解できる。しかしその一方で、適切な査読は自らの不足に対する指導であり、不備な論文が刊行されてしまうことが無いよう、丁寧に論文に目を通し、指摘事項をまとめてくださった査読者に感謝の念を抱いたことも事実である。今後も本学部紀要において適切な査読が実施され、執筆された論文のみならず、投稿者自身の研究の質が向上していくことを信じて、紀要部会としての役割を果たしたい。

## 文献

秋元典子 (2013a) 投稿規程の遵守, 看護展望, 38(1) : 78-80.

秋元典子 (2013b) 査読をめぐる基礎知識 : 査読の意味

- と査読の基準, 看護展望, 38(3) : 62-64.
- 秋元典子 (2013c) 採択される論文を書くために：査読者は、このような視点で査読している, 日本看護学教育学会誌, 23(2) : 75-82.
- 秋元典子 (2015) 日本看護学教育学会の査読の動向, 看護研究, 48(7) : 695-699.
- 跡上富美 (2015) 論文査読に必要とされるものは何か, 看護研究, 48(7) : 709-713.
- 江藤宏美 (2015) 投稿者・査読者・編集者の視点から査読ガイドラインの意義を考える, 看護研究, 48(7) : 683-689.
- 池岡義孝 (2015) 『家族社会学研究』の査読システムと査読ガイドライン, 看護研究, 48(7) : 700-704.
- 井上菜穂美・酒井昌子・石井敏弘 (2016) 「看護学術誌における適正な教育的査読」研修会の報告, 聖隷クリストファー大学看護学部紀要, 24 : 47-55.
- 石井敏弘・青木孝之・炭谷正太郎・森本悦子 (2010) 学部教員による, 聖隷クリストファー大学看護学部紀要の査読制度に係る評価, 聖隷クリストファー大学看護学部紀要, 18 : 53-61.
- 石井敏弘・入江拓・松井謙次・三輪木君子 (2008) 聖隷クリストファー大学看護学部紀要における査読制度の創設, 聖隷クリストファー大学看護学部紀要, 16 : 91-99.
- 河野あゆみ (2015) 投稿経験から考える査読プロセスと査読者の役割, 看護研究, 48(7) : 714-718.
- 萱間真美 (2015) 論文の査読ガイドライン構築に向けて, 看護研究, 48(7) : 642-647.
- 小泉俊三・法橋尚宏・山本則子・萱間真美 (2015) 査読ガイドラインの構築に向けて何が必要か, 看護研究, 48(7) : 648-660.
- 西岡昌和 (2015) 著者と査読者の相互作用, 看護研究, 48(7) : 705-708.
- 西頭徳三 (2004) 教育環境の激変と『高岡短期大学紀要』の役割, 高岡短期大学紀要, 19 : 巻頭言.
- 佐藤翔 (2016) 査読が抱える問題とその対応策, 情報の科学と技術, 66(3) : 115-121.
- 吉田要 (2019) 紀要の使命, 日本工業大学, 49(1) : 1.